

平成24年第6回那須烏山市議会8月臨時会（第1日）

平成24年8月10日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 0時18分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	網野榮
こども課長	鈴木重男
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
都市計画担当課長	和 久 利 明
上下水道課長	樋 山 洋 平
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	小原沢 直 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第1号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の減額に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第2号 那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の変更について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分]

○議長（中山五男） おはようございます。ただいま出席している議員は17名全員です。定足数に達しておりますので、平成24年第6回那須烏山市議会8月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日の臨時議会にあたり、本日早朝、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

7番 高德正治議員

8番 佐藤昇市議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時議会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたします。

◎日程第3 議案第1号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の減額に関する 条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第3 議案第1号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の減額に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認めた場

合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市学校給食センター新築工事に係る一連の混乱に対する管理、監督者としての責任を取る意味で、市長及び教育長の給料につきまして、市長にあつては平成24年9月1日から3カ月間、教育長にあつては同年9月1日から2カ月間、それぞれ20%、10%の減額を行うため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 今、市長から提案の理由をいただきました。学校給食センターの混乱の責任をとるということでございます。学校給食センターは、まだ建設途上にあつて、9月3日から予定をしております学校の給食の配食に向けてやっている最中でございます。

そういう中に、まだまだこれから、さまざまな問題が発生し得る可能性もあろうかと考えておりますけれども、どうせならば、きちんと配食ができて、子供たちの笑顔を見てから全体の責任を明確にし、とるとというのが、私は筋ではないかと考えますけれども、市長、どういうふうにその辺は思うわけでしょうか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） これまで全員協議会3回を開催させていただくなど、学校給食センターにつきましては極めて混乱を招いた。こういうところが主な理由でございます。そういう中で、議員ご指摘のように、竣工はおおむね見えてきた。テストランも31日可能になってきた。そして、9月3日からの正式な竣工も可能になったと、こういうところで見通しを立てておりますので、そのような時点で今期臨時会に提案をしたわけでありませう。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 大体もう見通しが立ったというお話でございます。そうすると、この問題の中身は、今、一生懸命直している6本杭を打ったところを6メートルだったでしょうか、ずらして、4本の杭の上に乗せて浄化槽が壊れてしまった。そういうものも含まれているんで

しょうか。どの辺まで、この減給10%、3カ月、合計にすると全部で20%ということでございますけれども、その辺が明確にご説明をいただければとこのように思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 工期等につきましては担当の課長のほうからご説明を申し上げたいと思いますが、この市長20%、3カ月といえますのは、全国のこういった事例を調査検討いたしました。その中で、この学校給食センター類似の案件につきまして調査いたしまして、このような結果とさせていただいたところであります。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 類似の案件がほかにあるというようなお話でございました。私に言わせていただければ、千年に一度の大震災、この経験を生かして安全な安心な学校給食センターをつくる。こういうことでございます。

この議会でも、6月の議会から始まりまして、7月の臨時会、9月の議会、12月の議会、1月の締結のときの臨時会、たびたび大丈夫か、場所は大丈夫なのか、そして、そのしっかりした安定したものができるのか。議論に議論を重ね、たびたびお話をさせていただき、そのたびごとに間違いないとはっきり言明をしたわけでございます。

議会の議論をこれほど重ねたものが、なぜもってそんなことになってしまうのか。これは、全国の事例を見て云々という代物でないのではないかと。そういうふうに思い、もう少し深く考えるべき必要があろう。私はそういうふうに思いますけれども、市長の再度の答弁を願いたいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 全国の類似といえますか、おおむね同様のところを調べますと、最大の私はこのような減給の処置だろうと考えております。

○議長（中山五男） 17番 平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第1号についてお尋ねをいたします。現行制度のものが改正後になりますと、総額で市長は幾ら減額になり、教育長は幾ら減額になるという計算になりますか。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） お答え申し上げます。

市長の本来の給与が75万円、教育長が56万円でございます。そこに減額率、市長の場合で20%掛けますと、そこに3カ月掛けますと、総額22万5,000円でございます。教育長におきましては、給与条例上56万円、そこへ倍の減額率10%及び2カ月掛けますと、総額5万6,000円。トータル28万1,000円の減額となります。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それは前からやっているものを引くと2分の1になるのと違いますか。したがって、市長が11万2,500円、教育長が10万5,500円になるのかな。もう1回確認をお願いします。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 先ほど説明申し上げましたのは、単純に今回の減額条例に伴って10%加わるわけでございますので、市長につきましては22万5,000円が上乘せされる。教育長につきましては、5%加算されますので総額5万6,000円。今回の条例に伴って上乘せになる分ということでご理解いただきたいと思います。（「現行10%引いた分を除いた単純な増額分が22万5,000円と5万6,000円という理解ですね」の声あり）

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） したがって、今回、ご提案されている議案第2号に関連して、議会に混乱をもたらしたということでの自腹を切るから議案第2号を認めてくれという話だと私は思うんですが、その総額が1,575万円と、これについては7月4日の全員協議会で内容についての残土処理と設計になかったものについては認めましょうということが303万円ですね。そうすると403万円を引いた分ですね、1,172万円、これについては全員協議会では議会は納得していなかったんですけど、今回提案されたということですが、1,172万円の市民の血税を使うという点からすると、22万5,000円や5万6,000円では全く責任はとれないと。これは私の意見です。質問は以上。

○議長（中山五男） 答弁はよろしいですか。

18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、提案されている第1号議案でございますが、私はこの教育長、市長を初め減俸という形で責任をとると。こういう話で提案されているわけですが、これは全員協議会、この性格は議長が招集したもので、結局それに対する説明と、本来きょう、第2号議案として提出されるこの議案に対する説明をしたわけです。

どこに混乱があったのか、何に混乱があったのか。そして、現場の問題がいろいろ出てくるというのは、現場をやっている人間であればすべてがスムーズに行くわけではないと。そういうものを含めると、なぜ、こんな時期に給料の減額を提案してくるのか、私には全く理解ができない。この辺の説明はどういうふうな経緯でもって、なぜこういう提案をしてきたのか、説明をいただきたい。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 過去にこの給食センターに係る全員協議会を提案をする形で、執行部側から開かせていただきました。このことにつきましては、説明不足やら報告不足ということが如実になってまいりました。そういったところから混乱を招いた。やはり管理、監督者の責任は重大だということから、今回提案をしたものでございまして、先ほども申し上げましたように、おおむね工期も24日まで延ばさせていただきましたけれども、9月3日の竣工がほぼ見通しがついた。こういった段階で今期臨時会に提案をしたということであります。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、市長の説明では、何とか工期までというか、2学期の初めまでにはこの問題が解決をして配食ができる。こういうふうな状況になったので、私はその責任はどういうふうにとるのかと聞いたわけでありまして。なぜかという、工期がおくれたと、配食がおくれたと、こういうことであればわかるわけでありまして。しかし、何らそれらも今までまだおくれてもいない。こういう状況の中で、全員協議会の性格というものは混乱を招いたと言いますが、全然混乱は招いていないわけです。説明をしているわけです。そうでしょう。市長は、全員協議会あるいは執行部の担当者が説明をしているだけで、その説明が不十分であったり、それは当然であります。

本来ならば、全員協議会というのは、この議会の本会議がスムーズにいくために前もって執行部が説明をする。その説明自体があやふやであったとか、疑念を招いたとか、こういうものは当然あるので、それに対する責任ということは決してないと。

だから、私はこの問題に関して減俸をする必要はないと。するんだったらば、その後、洪井議員も先ほどおっしゃいましたとおり、この後ですよ。配食がおくれたとか、こういう問題になったときにはそれは責任をとるとするのは筋ではないのかと。こういうふうに考えますが、市長はこういうふうな考えで、この提案をしたのか。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 繰り返しになって大変申しわけございませんが、このこと、給食センターだけで時間をかけた3回の全員協議会、さらに議員さん独自の勉強会等も聞き及んでおりまして、いろいろさまざまな問題が起こったというようなところございまして、そういった混乱がこの終始長引かせているというようなところの、管理、監督の責任という意味合いでご同意をいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） そうすると、こういうことが次に起きた場合には、違う問題であってもまた責任をとる。まだ、事件にも何もなっていない。事件というよりも、執行部が計画したものができなかったからというのなら別ですが、まだその途中でこういう提案をしてくる

ということは、これからこういうものが起きたときにはまた減額するんですか。

そういうことでは、果たしてこの責任のとり方というものがまた違うんじゃないか。私はそういうふうな考えを持っているんですが、市長は何か減俸すればいいんじゃないか。違う責任のとり方だってあるんじゃないのか。そういう方法は1つも考えないのか。この辺のところは市長としても、あるいは教育長としても、ただ減俸すればいいんだと。こういう問題ではなかろうと私は考えるんですが、一般世間常識ではこういうことがあったらばの話だけれども、まだなっていない。それでこういう提案をしてくる。

だから、この問題に関しては何としても納得がいかないというのが私の考えであります。市長はまた同じ答弁の繰り返しをするかもしれませんが、まあ、再度この私の考えに関して市長はどういうふうな考えをお持ちかお尋ねをいたします。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 給食センターにつきましては、震災後の復旧の大型工事第1号といたしまして決断をさせていただきました。何としても、本年の2学期からは竣工して、配食をしたいというような思いでいっぱいございました。

そのようなところから、でき得るところは心血を注いできたつもりであります。そのようなところから、説明不足やら報告あるいは連絡不足等によりまして、この議会の議員さんの全員協議会にも何度も説明をさせるを得なかった。こういった責任は私は大変重大であると、このように理解をいたしまして、この減額条例を上程したわけであります。

○議長（中山五男） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案第1号についてでございますけれども、私も今、意見を述べられた渋井議員、樋山議員と同じようなこともちょっと言うかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

ただいま上程されている第1号議案、これはただいま市長から説明があったように、この後の議案第2号の学校給食センター新築工事請負契約の変更についてに関連してくるものでございます。私も、この市長の混乱の責任をとるといふ部分については、それぞれ議員の皆さん、いろいろな思いがあろうかと思っておりますけれども、私は私なりにその市長の決断というものを真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。

しかし、本日上程されているこの学校給食センター新築工事に関しては、既に下野新聞においても、追加費用で市と議会が紛糾と報道されたところでありまして、本市の公共工事にかかわる市内外の関係者を初め多くの市民が、この経過、結末に注視をしているわけであります。

そのことを考えると、果たしてきょう、この関連するような形で今、渋井議員が言われました。樋山議員が言われましたけれども、そのような形で今、上程するのはいかがなものか。今、

市長が市の最高責任者としてまずやらなければならないことは、その立派な学校給食センターを工期内に完成させる。それをやった暁にしかるべき責任をとる。

今回はこの工事請負契約の変更に関するもののみにとどめて、できた後にしかるべき責任をとるといふふうにしたほうが市長の名誉のためにも、我々この議会の中でやる上でもそのほうがよろしいのではないかと私は考えるんですが、市長のお考えがあったら、改めて伺いたいと思います。同じような質問で申しわけございません。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この学校給食センターにつきましては、これまで全員協議会を初めあるいは各種議員さんの会合等について、本当にご迷惑、ご心痛をおかけしたというような混乱を招いた責任をとらせていただきまして、上程をしたわけであります。

ここへ来まして、先ほどと重複して申しわけないんですが、9月3日の竣工がほぼ固まってきたというところから、今期臨時会に提案をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中山五男） そのほか、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を交互に指名いたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

5番久保居光一郎議員。

〔5番 久保居光一郎 登壇〕

○5番（久保居光一郎） 5番の久保居でございます。ただいま上程されております第1号議案 那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の減額に関する条例の一部改正について、私は反対の立場から意見を申し上げるものであります。

ただいま私が意見を申し上げましたように、今回のこの改正は、この後に出てくる第2号議案、すなわち那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の変更についてと関連してきますのであります。先ほど申しましたように、これはこの第1号議案と第2号議案は関連している

わけでありますから、やはり別個に出すべきではないのかなというふうに思っております。

これで責任をとったから、次の工事変更も了解してくれというような誤解を市民に与えかねないのではないかなというふうに思います。これは先ほど申しましたように、市長の名誉にとっても、また議会の権威においても、この部分については、完成した暁に改めて出されるのが筋であると思っております。そのような観点から私は反対をするものであります。どうぞ議員の皆さんにおかれましても、私の稚拙な質問並びに説明で申しわけないんですが、この意見を尊重していただいて考慮していただければありがたいと思います。

以上、私の反対の討論とさせていただきます。

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。賛成者はございますか。

それでは、反対討論者ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五男） 起立少数であります。

よって、議案第1号は否決いたしました。

◎日程第4 議案第2号 那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の変更に
ついて

○議長（中山五男） 日程第4 議案第2号 那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、荒川・佐藤・荒井特定建設工事共同企業体の間に締結をいたしました那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の契約金額を、3億1,710万円から3億3,285万円に変更する工事変更請負仮契約書を締結をいたしましたので、那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案をするものであります。

変更にかかる工事の主な内容は、敷地に仮置きしていた残土の処分であります。当該残土は他の工事で使用を予定をいたしておりましたが、水分を多く含んでおり使用できなかったことから処分をしたものであります。

次に、間仕切りと天井下地の補強をより強固にする工事であります。本施設は耐震設計であり、構造体は十分な強度を持っております。既構造部材も耐震性に十分考慮した構造であります。現場の天井炉材や胴縁受け材の状況を確認し、下地をより強固にしたものであります。

次に、床スラブコンクリート及び鉄筋の数量について設計書に誤りがあったために、増額をするものであります。これは床に排水ピットをとりつけるために二重スラブとして設計をいたしましたが、設計に誤りがあり、コンクリート工事及び鉄筋工事の数量不足が生じたものであります。

これらはいずれも契約書約款第19条第1項第1号、第1項第4号及び第1項第2号に基づきまして、当該建築工事共同企業体にその工事を指示をしたものであります。

以上、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番 渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） ただいま詳しくご説明をいただきました。仮置き残土の処分に要した費用が100万円、間仕切り、天井下地の補強に要した費用が303万円、これは図面にもなく設計書にもないというようなことで、市が指示して作業をさせたというか、工事をさせたものでございますから、これは支払うべきだと議員の皆様、多分すべてが考えているところであるというふうに思います。

その次の床スラブコンクリートと鉄筋の数量、これが図面にあって設計書になかったということで、これが1,172万円。これが今大きな問題になっているところでございます。全員協議会の中でもさまざまな角度から議論をされてきたものでございますけれども、たまたま図面と設計書というものは、建築工事の仕様という中に4番目で同列で併記をされている。ということは同列でございますから、どっちがどうなんだというのが非常にわかりづらい。

しかしながら、それを見ると、(1)に一番手に質問回答書というものが載っているわけでございます。この質問回答書は、現場説明書、特記仕様書、図面及び設計書、標準仕様書、これに対する質問回答書ということでございまして、この質問回答書はこのように書かれているわけでございます。

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書）というふうに明確に書いてござい

ますので、私はこれが現場説明といたしますか、閲覧時における説明、その質問書であろうというふうに解釈をしておりますけれども、現場を施工をしながら出てきた質問も質問回答書であるというような説明を全員協議会の中では受けたわけでございますけれども、どうもその辺の話がじっくり来ないというふうに思っております。これは、たびたび議論しても平行線になると思いますので、一応そういう考えが私にはあるということで申し述べておきたいと思うんですが。

次に、そういう中であって、まず、浄化槽は壊れてしまったというのは周知の事実でございますが、浄化槽の修繕といたしますか補修といたしますか、それは業者に全部負担をさせるというふうな形になっております。しかしながら、いろいろ協議をして指示をしたということになりますと、市の責任もそこにあるのではないのか。業者が本当に100%持つべきものなのか。逆に、この増嵩の中に加えるべきものがあるのではないかというふうに思うわけでございますけれども、その辺の見解をいただきたいと思えます。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） お答えをいたします。今でも業者責任という認識でおります。

以上でございます。

○議長（中山五男） 3番 渋谷由放議員。

○3番（渋谷由放） そうしますと、業者が100%悪いということかなと思うんですが、そうすると、指示した責任、指示というか協議というか、そういう責任はなし。業者が100%責任ですということになるかと思いますが、やはりそこら辺があまりにも考え方として、協議をして指示をしたわけでございますから、図面を変更したというか、ずらしたわけで、お互い納得したものかなというふうに思うんですね。

市も納得して、当然そこに設計事務所もいましてね、残念ながらあれを見ると、県の技術センターはいなかったわけですね。県の技術センターはなくて、都市建設課もいなかったというようなことの中で、ずらしちゃえというか、天井の問題さまざまあったんでしょう。それで、業者100%というのが果たして、教育次長はそうなんだと言うんですが、もう一度改めてそこら辺をしっかりとそのときの協議の議事録をちょっと見せてもらっています。

そのときには、技術センターもないんですね。設計事務所2人いました。学校教育課が1人。都市建設課もおりませんでした。業者さんと。そういう中であって、果たしてその辺は間違いなく業者100%ということでもいいのかどうか。再度、たびたび申しわけないんですが、お願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） お答え申し上げます。現場で指示している部分は多々ございます。

ただ、指示はしているんですけども、責任の度合いはいずれにしても、トータルで今回お示しをしている変更契約の金額が1,575万円ということですが、この中には指示した事項等がすべて網羅されているということではなくて、先ほど出ています請負契約書の約款の第19条第1項第2号に基づいて、これは協議した金額でございまして、そのほかにもやはり提出された指示した協議した内容のものも多々あるということですが、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 私は業者さん、非常に大変だなというふうに思いますが、やはり建築工事工事仕様書、しっかりきつと明言をされている質問回答書、その点について残念ながら質問がなかったということは、非情ではありますが、支払うための法律的な根拠がない。こういうふうに思うわけですが、「泣いて馬鹿を斬る」というたとえがございしますが、ここはやはり拡大解釈しないで、しっかりと自分の考えをあらわしたいというふうに思いますが、逆に言うと、支払うべきことができるものが支払わないんだよということであっても困る。こういうふうに思っておりますので、答弁は結構ですが、一応私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

○議長（中山五男） そのほか質問ありませんか。

17番 平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第2号について何点かお尋ねをいたします。

今回、増額する金額につきましては1,575万円ということですが、これは75万円の消費税が入っているものというふうに思われますが、いずれにしても、変更を認めていますと、1月20日に入札をいたしましたですね。で、落札したのは今やっている業者ですが、それと、落札できなかった順位が2番目の業者、これが差が300万円なんです。そして、また3番手、これが700万円なんです。そうすると、1,575万円をここに加えますと2番手、3番手の札を入れた業者を上回っちゃうことになるんですね。

これですと、まじめに設計に基づいて、図面に基づいて業者みずからが現場説明を受けたやつをチェックをして、積算をして、そして、札入れをした。そういうものについては、全く入札制度そのものが成り立たなくなっちゃうというふうになっちゃうんですが、これについてはどのような考えでいるのか、ご説明をいただきたい。これが1点。

私は、これはあくまでも1,575万円はもともとは1,995万円です。1番、2番は業者の側がそんな自分のところでは要求しないよと言うので、自分でぶっ壊したものは自分で払うのは当たり前だということで、矢板の件と水替費の分、そして学校進入路の件は話し合っ

で引っ込めたというので1,575万円になったと理解しているんですが。

いずれにしても、この金額はもともと施工の中で業者の側から大分設計と違う現場内容があるので、その変更についての支払いを要求してきたわけですね。それが3,300万円と。それが結局設計と役所のほうで調査、協議をした結果、2,600万円は払わなくちゃならないものかなとなったというような全員協議会の説明でありました。

しかし、それでは補正予算まで組んで払わなくちゃならなくなっちゃうから、そんなことまではできないよと。落札する価格と予定した価格には差があると。その部分の増減ならば結局補正予算を組まなくても払えると。こういうことで、つかみ金として1,995万円を支払うということを業者に約束したのではないかと。

これは私個人の推測であります。何でそんな請求を向こうがしてきたのか。今までこんなことは公共工事の中で、後で後出しじゃんけん、そして、後出し請求という形で出してきたのかというと、結局は設計どおりの工事がやられないで、建屋と進入路の間に6本のパイルを打って、その上に浄化槽のスラブコンクリートを打って、そして、その上に二次製品であるコンクリート浄化槽を設置するという計画であったものが、結局施工の中で電柱が入っているだの何だのって、そんなのはもともとわかっているはずなんだけど、いづらか崩れてきたとかいうのを理由にして6メートル西側にずらしたと。西側にずらしたのであれば、その6本の部分のうち2本は外れちゃうわけですよ。

だから、西側にずらした分、また2本向こうに打ってね、そして、スラブコンクリートを打って浄化槽を乗せればよかったのに、それをやらなくて結局4本だけでもたせるということで、スラブコンクリートを打って、そして浄化槽を乗っけて水を張ったために、これが西側が沈んで、そして一番西側のパイルがコンクリートのスラブと二次製品のコンクリートを突き破ったと。こういうふうになったと私は考えております。

したがって、これは全員協議会ではそんなことはないというふうに言われていますが、これは私個人が思うのには、その修理費用が3,000万円から5,000万円ぐらいかかるんだ。結局そのつじつまを合わせるためにあれが足りなかった、これが足りなかったということで、この3,300万円を業者の側が要求してきて、2,000万円を払うという約束になっていったのではないかと思うわけでありませう。

それで、問題なのは、6本のパイルでスラブコンクリートを打って、浄化槽を乗せて安定化を図るわけだったのが、西側にパイルを2本残して4本だけで支えようというような設計と違う工事になってしまったわけですね。これについて、ちゃんと施工前に構造計算をされたのかどうか。そして、大丈夫だという判断を施工会議で決めたということらしいんですけども。

結局そういう事態が起きて、設計屋さんには2,600万円の設計費のうち1,260万円は

設計費として払った。設計は市のものになったわけですね。ただ、施工監理についても1,050万円払って5カ月間頼んだと。1カ月200万円ですね。そんな高い施工監理費を払って、そして、設計屋の言うがままにスラブコンクリートだけでもちますからということで、浄化槽を乗けて水を張ったらばこけちゃったと。これについて、これはどう考えたって業者に責任があるんじゃないですか、その設計業者に。

その1,050万円払っているという施工監理費、これについて設計業者には何の責任もないんですか。設計はもらっちゃったんだから、これは設計そのものには責任は市のものになっちゃっていますけど、施工監理については設計業者の言いなりになって、スラブコンクリートの上に浄化槽を乗けて水を張ったわけですから、これはどう考えたってその設計業者の責任ではないのかなと、こんなふうに思うんですが、構造計算が前もってやられたのかどうなのか。それと、設計業者に責任がどれだけあるのかなのか、その内容についてご説明をいただきたい。このように思います。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 1点目の入札制度に係る部分につきましては、私のほうから説明申し上げたいと思います。

今回、3企業体が入札を行ったわけでありますが、入札前に、先ほどから問題となっております質問回答書、入札前に行われる質問回答書に関して、1者からは質問回答あったんですけども、残る2者からもいわゆる図面と設計書の数量計算の拾いだしのミス指摘はございましたので、3者ともその部分については気がついてたかどうかというのは、ちょっとうちのほうで断言はできないんですけれども、同じ条件下で入札が執行されておりますので、正しく公平に入札が執行されたものと考えております。1番については以上でございます。

○議長（中山五男） 和久都市計画担当課長。

○都市計画担当課長（和久利明） それでは、続きまして排水処理槽施設の問題について、私のほうからご説明いたします。

この給食センターは建設にあたり、盛土であるということで区域層、建物部分のみならず、外構部分、舗装部分、受水槽部分、そして、今回の排水処理施設部分にも打設しております。それで、この排水処理施設部分につきましては、直接基礎でももつという構造計算が出ております。ただ、その盛土であるということも含めまして、より安全を深めるという意味で今回、最初の計画で6本杭を計画しております。

それで、配置変更に伴いまして、排水槽部分が4本になった件ですが、その後、当然私のほうを初め週に1度施工会議で技術センターを含め大勢の人が現地調査等をしています。その中で、底盤まで掘削した状況を確認しています。その状況とあと再度二次製品、底盤のコンクリ

ート強度、これも強度試験をしております。そのような状態の結果を踏まえまして、一部補強で今回工事を続行しております。

以上です。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） それでは、設計業者の責任問題についてお答えします。

私は今までも全く責任がないということは申し上げてきておりません。これは当然ながら、設計業者も責任があるというふうに基本的には考えております。

それで、全員協議会でもお話ししましたけれども、設計業者に対して責任を求めました。回答をいただいております。その回答の内容でございますが、通常は設計業者、常駐はしていないんですね。当初から1名常駐をしていただいています。その後、1名を増員して2名体制でこれは設計業者ですけどね、実施をしてきております。その後、終盤になってもう1人増えまして3人体制で今現在は進んでいるということでございます。

その部分についての向こうの回答書でございますけれども、人件費として900万円近い当初になかった以上の人件費が含まれているということで回答をいただいております。したがって、結果的には損害賠償の請求はいたしてはおりませんが、責任を求めたことは事実でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、入札の件については、そういうことで同じ条件だということであれば、請求されれば払ったのかというふうに思うんですが、烏山のそういう建設業者さん、どなたに聞いても、今までそんなこと請求したこともないし、言ったってもらえるものじゃないし、もらったことはないですよというふうに言っていましたし、他市町でも聞いたけれども業者さんでそんなことはあり得ないと。あるいは中央のゼネコンでも、そんなものは要求しないし、あり得ない。こういうのが実態でございます。

次に、浄化槽の事故の問題でございますが、問題なのは、そういうことで掘削をして調べたけれども、原因がよくわからなかったみたいな説明なんですけれども、いずれにしても、それが浄化槽の設計どおり工事をやらなかったことが最大の理由だと私は思うんですよ。

それについて、だれも責任はないんですか。ただ、補強の工事をやってくればそれでいいんだということなんではなかろうか。例えば西側に6メートルずらすのであっても、もともと6本のパイルでもたせる構造だったんだから、なくたってそれはもつんだなんていうような構造計算が前もってあったのかなかったのかそこもよくわからないんだけど、いずれにしても、設計は6本のパイルでスラブコンクリートを打って、その上に二次製品の浄化槽のコンクリー

トを乗っけると。こういう構造だったんだから、設計と違うわけですよ。だから、そういう事故が発生しちゃったわけでしょう。

ところが、この間の7日の全員協議会ですか、そこでも市長がいる前で確認をしましたけれども、その6本のパイルでもたせるものが、実は4本のパイルで西側にずれていたために、水を張って、一番西側のパイルがコンクリートを突き破っちゃったと。このことは議員の指摘で初めて市長はわかったと。何でこんな重大な問題がね、事務レベルあるいは施工会議レベルで工事の中で確認されているものが、そんな大事なものが市長に伝わっていないのか。これはもうあきれ果てるというか私は言いようがないですね。

そういう意味で、そんなことでいいのかどうか。それは市長に聞きたいし、事務局の責任者にもそんなインチキ工事でいいのかどうか。それが最大の原因でしょう。そういうことで、その点をもう一度確認しておきたいと思います。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど第1号議案の冒頭でも申し上げましたけれども、この混乱の責任は管理者の私にあります。そういった大きな理由は、まさに報告、連絡、相談が密になされていなかったということに原因を發しておりますので、今後はそのような再発防止に全力を尽くしていきたいと思っています。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） 市長に報告がなされていなかったという部分については、これは事実でございます、この部分につきましては、事務担当としては大変申しわけなく責任を感じております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） いずれにしても、この危機管理がなっていないのが本当に重大問題でございますが、危機管理もなっていないければ責任のとり方もなっていないんですよ、はっきり言って。だから、二度とこういうことがないようにと言うけれども、ほかの議員さんからも出ましたけど、去年の3・11ね、千年に一度の地震が起きて、前の学校給食センターの天井が落下して大きな問題になったわけでしょう。

二度とそんなことがないようにということで、プロポーザル方式で設計業者を選定して、2,600万円の予定費だったものが1,260万円で落札したと。内容がよかったからと言ってそこが取ったんだけど、そのあれがね、1.25倍の今までよりは耐震強度をもって、震度6程度の地震でもそんな事故は起きないということを豪語して、その業者を選んだわけでしょう。

そういうことで、入札をして業者を選定してやったにもかかわらず、設計どおりやられていないと。それに対して市長は知らなかった。だれも責任をとらない。口頭で申しわけございませんはだれでも言えますよ、これ。業者も責任とらない。こんないいかげんな工事でいいんですか、はっきり言って。これから何十年も使うんですよ。そのことだけもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） たび重なるおわびということになると、確かに口頭では何でも言えるかなというふうにはとられがちですけれども、私は本心でそのように思っているわけでございます。

なお、現場でございますが、もうこれは設計どおりにすべてうまく順調に行ければ、一番これは問題がないというふうには認識しております。ただ、どんな現場でも、大なり小なり問題が発生してくるとというのが、工事を担当している部署については日常茶飯事というふうに考えています。

ただ、その大きさ、小ささ、それは別ですけれども、担当としてはそのように考えております。だれも責任をとらないという部分につきましては、今、現場で、今現在できるものについて最善の努力を傾注しているわけでございます。

したがって、先ほどから出ております9月3日に配給、配送ができるように、これは執行部初め議員の皆様も同じ考えだと思いますけれども、それに向けて全力でやっているということが一つの責任のとり方であるのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時16分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開いたします。

13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 議案第2号の給食センターの新築工事請負契約の変更であります。きょう、この臨時会に至るまで、今まで3回にわたって全員協議会をやってきました。そういう中で、全員協議会だけではどうもすっきりしないということで、議長の呼びかけによりまして、議員みずから勉強会と称して2回ほど話すようなことを繰り返しながら、本日まで来たわけでありまして、そういう中で、全員協議会の3回とも出してきた数字が違ったわけですね。

この数字の違い、これをどういうふうに私は理解していいか今でも釈然としません。これについて、なぜ、全員協議会のたびに出してきた数字がころころ変わったのか、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） それでは、私のほうから説明いたします。

まず、第1回目、7月4日ですか、このときにお示しをした数字については、1,172万円を除いた数字でございました。理由は多々あるんですけども、これにつきましては私ども事務局の大変な不手際もございまして大変申しわけなく思っています。その部分の1,172万円を抜いた数字でお示しをいたしました。

続きまして7月10日、これはやはり全部数字をお示しをして、もう一度説明をきちっとしてご理解をいただこうということで、原点に戻りまして1,995万円の数字をお示しをいたしました。この数字につきましては、当初設計ミスがございまして、その分を請負業者が積算をしてきた数字が3,300万円という数字でございました。若干時間をいただいて中身を精査したところ、やはり間違っている部分もあるということで、再度設計業者をお願いをしまして設計をさせました。その金額が2,600万円という数字が出てまいりました。これも事務局のほうで精査をしていただいて、その後、請負業者から協議の申し出がございました。そこで協議して、最終的にお互いこれでいいだろうという数字が、2回目に示した数字でございす。

3回目の今回、議案としてご提出しています金額につきましては、先ほど小森議員のほうから話がありましたように、3回の全員協議会、それから、二度にわたる勉強会、こういったものを踏まえて理解をいただこうということで、誠意を持って説明をいたしました。が、なかなか理解を得られなかったという部分もありまして、この状況を何とか打破したいということで再度二度目の協議を請負業者としたところでございます。

その結果の数字が、きょう議案として提出しています金額ということで決定したということです。これは請負業者のほうも了承をいただいている金額でございます。

以上、細かく申し述べましたが、金額が変わったということについては、事の発端は、最初の7月4日の全員協議会の際に全部お示しをできなかったということにつきましては、大変責任を感じております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 7月4日の第1回目の全員協議会から第3回目の全員協議会に至るまで数字が変わってきた経過は、それぞれのその場その場の現場とのやりとりの中で変わった

という岡教育次長の今の説明である程度は理解はできるのでありますが、今回、最終的に本日提案されております1,575万円というのは、業者もこれで理解をしているという話であります。

そうすると、第2回の1,995万円を出してきたのは、業者は理解していなかったのかなとも思わざるを得ないし、最初の1,172万円の抜いた数字、いわゆる八百何十万円でしょう、それは今言ったのと同じように、その業者は理解していないのにも関わらず、議会に示してきたのかなと思わざるを得なくなっちゃうんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） 7月4日に最終的には403万円でしたかね、決定になったというのは。これで全員協議会でお示しをさせていただいた金額でございました。これにつきましては、2回、3回、それから勉強会2回ということは私は想定していませんでしたので、これについては、1,995万円の数字は合意のものと数字でございまして、全員協議会で説明したけれども、この額についてはご理解をいただけなかったという請負業者への報告はしております。ですので、1,995万円と今回お示しをしました1,575万円、この数字につきましては、双方合意した金額になるということでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 最後に市長、この今、岡教育次長から説明があったその数字の変更については、その都度市長に報告があって、市長もそれを了承して全員協議会に提案をしていたのかどうか。この1点を聞かせていただいて私の質疑は終わります。

○議長（中山五男） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この数字等につきましては、岡次長のほうから報告がありましたとおり、そのような報告を受けておまして、その了承をその都度しております。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 私は3点ほどお伺いいたします。

まず、第1点ですね。これは設計の工事の変更ですね、給食センターの変更の中で、皆さん、全員協議会で何度もやっているように、矢板の問題、それから進入路の問題、これはいいとしても、3番目、それから4番目、仮設残土の処分、これはしようがないということですが、間仕切りとか天井下地の補強、これはもともとなかったものをこっちが発注をして安全のためにやったということで、これは設計とその変更ということでこの請負契約書の20条に基づいていることですので、当然この部分は支払わなければならない。発注者が変更を要請した。これはいいのであります。

しかし、次の床スラブのこの見落とし、ここに重大な問題があるんですが、このスラブの見積もりミス、これはこの契約書のどこを指摘しているかということ、第19条第1項第2号ということの中にはどういうことが書いてあるかということ、設計図書に誤謬または脱漏があること。こういう場合には、条件変更をしてもいいということになっているんですが、この設計図自体に脱漏がなかったと私は見るわけでありませう。

どういう根拠なのかといいますと、7月10日の全員協議会で渡された資料の中に、5番ということで設計書に数量の誤りがあったと。これは契約約款第19条第1項第2号と今言った脱漏、しかし、その下にどういうことがあったかということ、JVより数量の不足の相談があったと。事務所に検算を指示したと。数量不足が判明をしたと。しかし、設計図書どおり施工するように指示したということは、図面に遺漏、脱漏がなかったということなんです。あれば変更なんです、図面の。そうすれば、先ほど言った20条でこれは支払わなければならないんです。

しかし、図面には遺漏、脱漏がなかった。こういうことなんです。この問題はどういうふうに理解をすればいいのか。しかし、この問題を普通は図面にあったものを見落とししたのはどこが見通したんだということ、これは詳細設計の中の拾いだしですね、この問題をミスったということは、単純なミスなんです。図面はもともと正確、その図面をなぜかということ、この那須烏山市は受け取ったわけです。受領したわけです、それで。ですから、これは問題ないわけです。

しかし、その受領した図面に誤りがあった場合には、これは見抜けなかったということで、当然市のほうにも責任の一部がある。しかし、もともと図面にあったものの拾いだしのミス、これは設計事務所ともう一つは設計単価をやる時の拾いだしのミス。スラブを二重にしなかった。鉄筋が52.5トン、これは1,269平米、この生コンの部分と鉄筋の部分の計算が、手間を入れても1,172万円というふうな数字が出てきたわけです。

ですから、何ら、この市に対しての責任はないわけなんです。あくまでもそれは設計業者と受注業者も当然それは拾いだしをしなければならないのに、それをやらなかったか、もともと頭になくてこういう問題が出てきたのか。そして、入札にかけたわけでありませう。金額は3億何千万円と。しかし、そのときにこの問題が入っていなかったから、あなた方の責任もありますよと、これはちょっと不合理というよりも、横車を押したんじゃないかと。私はこういうふうに見ているわけでありませう。

しかし、この問題で次の段階に行ったときにどういうふうになるかと言ったならば、全員協議会でも出ましたが、設計審査会、これは建築基準法の中のこういうところで第三者機関で協議をなささいよと。それに関して不服は申し上げることはできませんよということでありませう。最初の前提が狂っているんです。ですから、この法をどういうふうな考えで執行部は認識をし

ていたのかということをもまず、お伺いをしたい。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） 細かい説明になってしまうんですが、前にも渋井議員のほうからご指摘をいただいています標準仕様書ですね。この中には、図面としかうたっていないわけです。本市が契約した中には図面と設計図書ということをやっているわけでございます。したがって、その第19条第1項第2号の脱漏の解釈でございますけれども、市としてはやはり図面も設計図書も同等の扱いであろうという判断をいたしまして、いわゆる図面は正確に作成されていたんですけれども、設計図書のほうに脱漏があったということですので、この部分について協議を受け、金額を決定したという経緯でございます。

なお、責任問題でございますが、これにつきましては、設計図書の脱漏に気がつかなかったという部分につきましては、当然ながら請負業者、設計をした設計業者、それから市、おのこの責任はあるというふうに考えています。

なお、設計業者がなぜ見つからなかったのかということ、樋山議員も御存じだと思うんですが、今、設計を組むのに分担制でやっているんですね。ですので、1人でやっていたらそんなことはないというふうな確信はしているんですけれども、そういった部分もあるということを一応ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 図面というのはどういうことなのかということ、私の認識では図面というのは建築確認をとるため。図面というのはどういうことを図面なのかと、これは登記上必要なものだ。そうすると、平面図、立面図ぐらいなんです。簡単な図面なんです。それが図面。設計図書の積算書とか、あるいは基本設計とか詳細設計、こういうものがあるわけです。その中から拾いだしをしていくわけですよ、普通は。

だから、受けたほうの人は拾いだしをしていたんだけど、ミスった。気がつかなかった。スラブは二重にするんだというものを一層にしか見ていなかったと。だから、もう一層分をさっき言った鉄筋の52トンあるいはその千幾つ何平米というものが抜けていたから、それに対してその対価としての金額を要求してきたわけでありませう。

ところが、設計図のほうにはこの部分はもともと脱漏していないんです。脱漏していないということは、ここに明らかになっているんです。7月10日、全員協議会に来た資料、この資料の中の5番、床スラブコンクリートの鉄筋の数量、このときに言った言葉はどういうことかということ、数量不足が判明したので5月10日、設計図書どおり施工するよう指示したと。設計書にはあったわけでしょう、指示したわけだから。なければ指示したんじゃないんで、さっき

言った変更なんですよ、図面の変更をしなくちゃならない。それは第20条に基づいてやらなくちゃならない。

ところが、第19条に基づいて第1項第2号の場合には脱漏であると。こういう問題ではないということがここで証明されているわけでしょう。ですから、もともとこの図面にはあったんですよ。だから、それを受理した行政側には、もともと図面にあったんだから、これは当然何の責任もないわけです。

しかし、そのときに、拾いだしでミスったのがどこかという、設計業者であったらば、設計単価。それともう一つは、普通の受注業者であれば、その受注業者は自分でみずからそれを拾いだしをして単価を入れて、そして、総額幾らだと。それで入札に臨むわけであります。このミスったのが市には一切責任がないんです。ところが、三者同等の責任だと。設計図書に間違いはないんですよ。ですから、その設計書どおりに施工するように指示したと。それをやったために、自分たちで見積もりをミスした部分に関して請求をしてきたわけであります。

ですから、これは第19条の第1項第2号の違反ではないんです。この辺は、これはなぜかという、2回や3回もやっていると、これはなかなかはっきりした答えを出してもらわないと、これは見解の違いでなくて、明らかに指示をしているわけですから、何らこっちに責任がないんですよ。

こういう問題で審査会に行ったときには、この問題はもっとひどいのは、技術センターとの問い合わせの中に、これは6月27日です、技術センターに行っているでしょう。そのときの内容というのはどういうことかという、設計に誤りがあった場合、委託業者への対応ということで、検査を行って設計図書を受領しているため、委託業者への責任割合を求めることはしないと、こういう一筆を書いているんです。一筆というよりも、これは技術センターの見解ですから、あくまでも。これがすべてに通るというわけではない。あくまでもこのケースに関しては技術センターはそう言っているわけです。

しかし、もともと市にはこの責任がないんです。設計図書にはちゃんとそれが書いてあるわけです。ただ単なるミスで拾いだしのミスなんです。その問題までこっちに私らは、見積もり間違ったから、だから、この分を請求するということが果たしていいものかどうかというのは、こういう事例というものは請負金額が変動した事例というものはあります。実際あります。それはどういうことかという資材の値上がりです、物価高騰。この場合にやむを得ないと言っているわけです。

ですから、こっちに非があるのなら、三者三様とも非があるというような今の認識であります。そうじゃなくて、市のほうに責任は一切ないというのが私の見解であります。これは市のほうとしてはどういうふうな考えなのか。先ほど聞いた場合には、三者三様の責任だ。三

者三様の責任はない。市には責任がなかったと。ただ、単に拾いだしのミスだったと。それが設計単価のこのときにも設計事務所はミスった。そして、受けた業者もそれをミスった。二重にミスって、今度は市のほうに足りなかったからお金をくれと。それはあまりにもひどすぎるのではないのかと。先ほど言った物価の変動であるとか、そういうやむを得ない事情じゃなくて、単なるミスですからね。

それともう一つは、設計業者が短い時間でこれを何人もでやったから、このミスが起きたという、これは理由になりません。何があったって、設計業者は受けた以上は、2人でやったから、3人でやったから間違えましたから、この分だけお金をくださいなんていうことは前代未聞です、聞いたことがない。それははっきりしたものをやる、プロフェッショナルだからそれはやると。間違ったら自分が責任をとる。これが世間の常識であります。

ですから、私はこの問題に関して、三者三様の責任はないと。こういうふうに認識をするわけではありますが、私の説明を聞いて、市としてはどういうふうな考えを持って三者三様がこの問題に関して責任があると。こういう結論に達したのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） 責任問題でございますけれども、もともとは発端は設計会社の責任であるということは私も認めております。それは同感です。先ほど設計の仕方の分担作業の話は、特に言いわけとして申し上げたわけではございませんので、これは実際的にそういう仕組みになっているというお話をしただけですので、その部分は誤解のないようお願いできればと思います。

それで、確かに入札前に設計図書に漏れていた部分を質問回答書にも指摘を受けておりませんので、入札に付した3つの共同企業体すべて質問がなかったということでございます。この件についても、これは業者の責任であると、これも私は同感でございます。

したがいまして、結果的には積算が脱漏していたものを、市のほうでそのまま細かくチェックしないで受け取ったということでございまして、それが施工している段階で見つかったということでございますので、その部分について、当然ながら市としてもそのミスを発見できなかった責任はあるだろうという判断でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） この問題、今、答弁がありました。市のほうは何ら責任ないんですよ。なぜかという、設計図書に誤りがあったのを見抜けなかったというのならわかるんです。設計図書にはちゃんと二重にやりなさいと書いてあるわけです。そうでしょう。それであれば図面どおりに指示したわけですよ。だから、その図面どおりというので、その図面は

ちゃんと二重スラブになっていたわけですよ。だから、指示ができたんでしょ。これが二重じゃなかった場合には、設計図書の方のチェックをできなかった市に責任はありますよ、それは、受領したんだから。

もともとそれはもう図面に書いてあったんですよ。それを何で市が責任をとるんだと。このところの見解が、どうして市に責任があるのか。市に責任がないんですよ。もともとそれがあるんだから。だから、二重にしろという指示をしたならば、この問題に関して積算に入っていなかったから、だから、金をくれというわけでしょう、不足分を。鉄筋と生コンと手間分で千百何十万円を請求してきたわけですよ。ただ、それは業者もそうだし、設計をやった人もこの問題に関して何のチェックもしていなかったと。本当の拾いだしのミスです。それが丸1つ違って10億円が1億円だというのならわかりますよ、こういう問題だったら。しかし、そうじゃないんですよ、この問題。だから、私が厳しく言うのは、このお金は払うべきものなのか。払うべきじゃないのかといったときに、税金というものを投入している。

もう一つは例を挙げると、過大見積もりをしてこっちが見抜けなくて、過大見積もりをしたときには、それで市のほうが発注した場合には、これは過大見積もりだから金を返せと。どういう根拠に基づいて金を返せと言えるのか。少なかった場合には払わなくてもいい。そうじゃなくて、この問題は明らかに市には過失がないんです。市に過失があるのならわかる。しかし、図面に正式にちゃんと載っているのに、それを拾いだしミスということをやったわけで、その責任はだれがとるのかと言ったら、業者であり、設計者である。

だから、この問題に関して、市がそういう余分なお金を出した場合には、後が大変だということなんです。何でそういうものを出したんだと。だから、私はここで詳細にこの問題に関して突っ込むのは、そこなんです。我々はそのときに市民に説明がどうできるんだと。業者が間違っただろう。あなたは受け入れ業者なのに間違っただから銭くれて言うのなら、おれだって受けるよと。安く札を入れて、そしてとった後、今度はこれくれ、あれくれて言えいいんだろう。それじゃ、何のための入札だったんだと。こういうことを市民が言うわけですよ。そのとき我々は説明ができない。

だから、私はここで声を大にして言うのは、市には何ら責任はなかったと。たとえそれをチェックしないで受け取っても、中身には全然問題がなかったというのが私の見解であります。ですから、この問題に関して、今、ここに提出している問題は私は百歩譲っても理解がなかなか難しい。こういうふうな考えであります。本来ならそういうミスがあれば、当然それでは三者でもってこれは分担しようかという話になるのは私も人間でありますから、一業者だけにそれをぶつける、あるいは負担させるわけにはいかない。私の心だって、これは、今、特に私は私の樋山と言われているので、そういうものに関しては情があるわけですよ。情がないわけ

はないのであります。

ですから、この問題に関しては、市のほうも十分にこれを考えていただきたいというのが、私の考えであります。再度この問題に関してどういうふうな立場をとるのかということをして市にお伺いをして、私はもうこれで3回目ですから終わりということでもありますから、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（中山五男） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） 貴重な市民の税金であるということは全員協議会でも申し上げました。この認識は私も同感でございます。1つは、確かに図面どおりに指示したことは確かでございます。したがって、その図面と設計図書が同等なものであるという判断のもとに今回、提出をさせていただいたということが1点でございます。

それから、先ほど小森議員の質問の中で述べたかとは思いますが、最終的に今の金額に合意しましたが、実際的には設計書で大分漏れている部分がほかにもたくさんあるんですね、実を言いますと。その額が私は中身、特に細かくは精査しておりませんが、3,300万円という数字を出してきたのはそれであるという認識でおりますが、実際はもっとあるのかなとも思っておりますが、当然それはあるものと減額したもの当然ありますよね。これについては、中で相殺した部分も多々あるかなというふうには思っておりますけれども。

したがって、要求してきた、協議を求めてきた金額を全額そのまま認めたわけではございません。したがって、それは市の考え方もありますし、請負業者の考え方もございます。その中で協議を重ねていって合意した金額が、最終的には1,575万円という数字に落ち着いたということでございますので、その辺は考え方の相違ということでは済まされないという樋山議員のお話でございますけれども、これは執行部としての考え方で進めてきたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 今、18番議員から発言がありましたが、私は逆の立場で市側に責任があるということで質疑を行います。

ということは、予定価格そのものが当初から間違っていたと。入札に付すべき予定価格ですよ。つまり、最低制限価格が設けられている入札制度において予定価格が違っていたら、当然最低制限価格も違ってきますよね。そういう場合の入札、いかにしてこれは対処するのか。その辺についてお聞きします。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 今の質問なんですけれども、総務課で入札は執行いたします。入札執行するにあたりまして、担当課から提出されます設計書に基づき執行をかけます。総務課も1人臨時を抱えまして十分設計書等の審査にはあたっているんですけれども、いわゆる図面から設計書への拾いまではやっております。したがって、担当課から上がってくる金額をもって予定価格を設定いたしますので、担当課でミスに気がつかない限りは、総務課ではミスの発見については多分無理があるのかなと、そのように考えております。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） そうしますと、入札を執行した場合、その最低制限価格という根拠は変わってくるんですよね。もしも、そういう場面になったらどういう方法があるかお聞きしたいのと、ですから、この市の責任ということで、第1号議案については、私は賛成の立場で起立をしたわけです。そのほか理由を挙げますと、プロポーザルでまず馬上設計を選定した責任。そして、先ほど小森議員からもありましたように、度重なる契約変更の金額の変更の提示ですね、これはやはり責任をとってもらわなければならない。そういうことで第1号議案は賛成としました。

その最低制限価格に関することで、もうちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 最低制限価格の設定でございますが、あくまで設計額が基本であります。最低制限価格の出し方、前回の議会でも質問等ありましたように、現実におきましては全く県と同じやつを参酌いたしまして運用しておりますので、設計額が変動ない限り、予定価格は所定の計算ルールに基づいて総務課では設定しております。

○議長（中山五男） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） この辺、認識の相違というか、かなりずれがあるのかなとは思いますが、先日も申し上げましたが、当時の金額及び期間の変更等に関するガイドラインですね、指針。現在の進捗状況と、いづろ目標にこれを制定して、しっかりとした対応をするのかお聞きして、最後の質問とします。

○議長（中山五男） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 設計変更に係るガイドラインにつきましては、現在、ほぼ100%素案はできております。この後、決裁をとりまして業者説明会、多分来年3月に開く予定なんですけれども、それを経まして来年4月から業者に示すものではないんですけれども、あくまで設計変更に係るガイドライン、内部規定だと私は認識しているんですけれども、それらについても、業者に設計変更できる場合のケース等を示して、来年4月以降は、より公正な取り扱いにしたいと考えております。

以上です。

○議長（中山五男） それでは、質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番 渋井由放議員。

〔3番 渋井由放 登壇〕

○3番（渋井由放） 3番 渋井由放でございます。ただいま上程されました第2号議案 那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の変更について、反対の立場で討論をいたします。

変更により増額される工事金額は、総額1,575万円であります。内容を見ると、大きく3つに分類をされます。1つは、仮置き残土の処分に要した費用100万円。もう一つは、間仕切り、天井下地の補強に要した費用303万円。そして、図面にあり、設計書に脱漏した床スラブコンクリートと鉄筋の数量の費用1,172万円であります。

仮置き残土の処分に要した費用100万円、間仕切り天井下地の補強に要した費用303万円につきましては、図面及び設計書になく、指示したものであり、この403万円は支払うべきであるというふうに考えます。

しかしながら、図面にあり、設計書に脱漏した床スラブコンクリートと鉄筋の数量の費用1,172万円につきましては、払うべきではないとの認識に立っております。なぜならば、那須烏山市学校給食センター新築工事仕様書には、このように明確に書かれております。

2としまして、建築工事仕様書。1設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書）を含むと。ここが重要な問題でございます。現場説明書（質問回答書）を含むに記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共工事標準仕様書（建築工事編）に準拠し、優先順位は次による。

（1）質問回答書、（2）から（5）に対するもの。（2）現場説明書（3）特記仕様書（4）図面及び設計書、ここは同列でございます。（5）標準仕様書。先ほども申しましたように、図面及び設計書は同列で併記されているところでございます。

しかしながら、最優先されるべきは、（1）の質問回答書であるわけでございます。この工事に関しましては、現場説明における質問回答書の中には、図面にあり設計書に脱漏した床スラブコンクリートと鉄筋の数量の質問はありませんでした。すなわち、図面にあり設計書に脱

漏した床スラブコンクリートと鉄筋の数量の費用1,172万円を支払いする法的根拠が見当たらないものと私は考えます。

この辺は執行部の解釈と大きな違いがございます。請負業者にとっては大変非情ではありますが、法的根拠を見いだせない以上、支払いはできない。こういうことになると私は思っているところでございます。

よって、この議案に対して反対するものであります。どうぞ議員の皆様におかれましては、執行部の解釈と私の解釈の違いがありますが、私に賛同をしていただくようお願いを申し上げまして、反対討論を終わります。

以上。

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 自席での討論とさせていただきます。

私は賛成の立場で、私の考えで意見を申し上げたいと思います。通常の契約行為は規約あるいは約款等で内容を確認して締結いたします。ただいま上程中の那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の変更については、本年1月25日仮契約、そして、同月30日に議会で可決され、その契約に基づき施工中に工種や数量に変更が生じたことにより、契約書に添付されております約款第19条関係の条件変更により、設計金額に増額の変更が生じたために、請負契約を変更するものであります。

本来であれば、完璧に設計された設計図書、すなわち図面そして仕様書に基づき工事を施工するのが望ましいのでありますけれども、何せ人間がなせることでありまして、設計書どおりでは目的とする建築物が建築できないことがある場合を想定して、先ほど申し上げましたように、約款第19条でその条件変更があった場合のもろもろの変更を認めております。

しかしながら、提案理由の説明にありましたように、今回の事例のように、大きく条件変更を伴う設計変更、これは請け負っている業者たちはもちろんのこと、請負者以外の業者の方々に私も聞きましたけれども、口をそろえて今までにはなかったとのことですから、先ほど樋山議員の質問もありましたように、私も設計業者の責任は大変大きなものがあるというふうに思っております。

ただ、設計を請け負った業者は約40年ほど前、この庁舎、いわゆる斬新なこの南那須庁舎を設計したほど優秀な業者であっただけに残念でもあります。いずれにいたしましても、監督者、請負者、設計者、さらには技術センター等の指導機関を含めた方々が協議し、決定した請負金額に基づき締結した、いわゆる今回の仮契約が可決されないような事態に至った暁には、建設工事紛争委員会への提訴となり、そこでの仲裁裁定を待つことになると思われま

そうなりますと、早くから夏休み明け、9月3日からの給食を楽しみにしている子供たちのためにも、何か混乱が生じるような気がしますので、本議会において可決、決定されますことをお願い申し上げて、私の賛成討論のまとめといたします。

以上です。

○議長（中山五男） 次に、反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ただいま上程中の議案第2号 那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約の変更について、反対討論を行います。

まず、この変更のうち、変更金額は1,575万円ですが、残土処理の問題と間仕切り、天井下地の補強については設計がなく、後で施工協議の中で指示したものでありますから、これは当然払うべきものであります。

床スラブコンクリート及び鉄筋の数量の見落とし、これが1,172万円ですが、これは先ほども何人かの議員が質問しましたように、市の側に設計図面等に誤りはなく、市が法的に支払う根拠のない内容だということでありまして、それは先ほどの3番議員の反対討論のとおりであります。

問題は、これをもし議会が認めてしまうということになりますと、那須烏山市の公共事業請負契約の一般競争入札制度を根底から覆すということになってしまうということでもあります。入札前の工事の現場説明における質問回答書の中には、図面にあり、設計書に脱漏した床スラブコンクリートと鉄筋の数量の違いは質問がなかったのに、法的根拠もなしに1,172万円の費用を支出するということになりますと、これが前例となりまして、これから市の公共事業すべてにおいて、入札前に質問がなくても落札をすれば、工事中に協議に持ち込んで設計書の脱漏部分を工事の予定価格分まで請求し、市が支払うことになってしまいます。これでは入札前に現場説明に対する質問が必要なくなり、まじめに入札前に設計図面、質問回答書に基づいて積算をして札を入れる業者が、金額が少しでも高ければ落札できない。

しかし、落札をしてしまえば、後出しじゃんけんならぬ後出し請求で予定価格分まで市からもらえるということになり、落札できなかった業者の金額を上回ってしまうということになってしまいます。これでは入札する意味もなくなってしまうのではないのでしょうか。

今までこのような前例があったのかどうか、私どもは栃木県建設業協会烏山支部に参加されているすべての業者さんにお尋ねをしたところ、今までこんな事例はなく、すべて請負業者が、もし違いがあっても負担をしてきたということでもあります。これは他の市町村でも同様であり、中央のゼネコンでも例がないということでもあります。

これがもし認められてしまえば、入札に参加する業者の設計、チェックや業者自身の積算が

必要なくなり、入札談合の温床につながるようになってしまっているのではないのでしょうか。そして、この問題について、床スラブコンクリートの鉄筋数量不足が判明したのは5月10日であります。ところが、6月議会があり、その後も日数はあったのにもかかわらず、実際にこの問題で説明があったのは7月4日であります。

そして、この内容についても、7月4日、そして7月10日、8月7日と、先ほども同僚議員から質問がありましたように、全員協議会での説明の中で毎回金額が違う。こういうようなことでは、市民の貴重な税金を責任をもって支払うということにはならないのではないのでしょうか。

問題なのは、この議案の提案の内容が間違っているということでもあります。7月4日の全員協議会では、仮置き場の残土処理の部分100万円については、都市建設課が使用する目的で置いておいたものであるから、都市建設課の費用で負担をするということが全員協議会で確認されたわけであります。

そして、この間仕切り、天井下地の補強については、これは本来は去年の大地震があって、学校給食センターが倒壊をして、二度とそういうことがないようにということで、議会で繰り返し繰り返し、多くの同僚議員が、軟弱地盤の問題も含めて対応を執行部に迫り、市長は絶対そんなことのないようにすると。事務局は1.25倍の安全構造でつくる。こういうことを議会に約束をして設計業者を決めたわけであります。

そういうことで、本来、こんな間仕切りとか天井のつり金具などの増額は必要ないはずであります。しかし、設計にないものを頼むわけでありますから、これは支払い義務は必要になる。このように考えます。しかし、この床スラブコンクリートの鉄筋数量の1,172万円については、これは市が支払う責任はないというふうに私も考えます。

よって、この契約変更には反対であり、本年1月30日に契約を議決した、その議決に沿って設計どおりに工事を完了して、8月31日にテストランをやって、9月3日に給食を供給していただければ何の問題もありません。

この件に関して、先ほどこれを否決するならば、そのテストランやあるいは給食供給ができないかのような討論もありましたが、それは全くの認識の誤りであります。私は、この件に関して総務課等に確認をしたところ、工事が完了されない以上は引き受けはできないけれども、それを借り受けて給食を供給する体制で今進めているということですので、何らその日程には間違いはないということですので、よろしく願いいたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（中山五男）　　続きまして、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五男） 起立少数であります。

よって、議案第2号は否決いたしました。

これをもちまして、この臨時議会に付議された案件はすべて終了いたしました。

臨時会の閉会にあたりまして、一言私のほうから申し上げたいと思います。本日は、2つの議案が提案されましたが、採決の結果、議会はすべて否決の意思表示をしたところであり、議員各位には、議案に賛成する者、反対する者、苦渋の選択を迫られたものと存じます。

今回、上程されました2議案のうち、学校給食センター新築工事請負契約の変更につきましては、議会が否決したからといって、これで決着を見たわけではございません。提案されました変更増額分1,757万円のうち、議会も全員協議会の中で既に増額を認めた分が含まれておりますことから、今後いかにして工事の発注者である市と受注者間で調整を図るかなど大きな課題を残したままであります。

振り返ってみますと、今回の工事の変更増額の件と浄化槽破損につきましては、去る7月4日の議員全員協議会で執行部から初めて内容を明かされて以来、議員は一様に心を重くしていたところであり、このことから、一日も早い解決が必要と存じます。

この解決には、これまでの経緯などを反省しながら、議会と執行部がともに知恵を出し合い、協力しながら、懸命な解決の糸口を探すべきと存じます。

○議長（中山五男） 大きな課題を残したままでありますが、これをもちまして、本日の平成24年第6回那須烏山市議会8月臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 0時18分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成24年9月11日

議 長 中 山 五 男

署 名 議 員 高 徳 正 治

署 名 議 員 佐 藤 昇 市